

広島県告示第九百八十二号

広島県西部建設事務所長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和七年十一月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

二 作業期間

令和七年十一月十二日から令和八年三月三十一日まで

三 作業地域

豊田郡大崎上島町沖浦